

第 20 回 CRC と臨床試験のあり方を考える会議 2020 in 長崎
演題投稿・発表規程

(目 的)

第 1 条 本規程は、第 20 回 CRC と臨床試験のあり方を考える会議 2020 in 長崎（以下、「本会議」という）における一般演題およびシンポジウム等の投稿・発表等に関する必要事項を定め、もって発表機会の公平性を確保するとともに、発表内容の充実・向上に資することを目的とする。

(論 題)

第 2 条 本会議における論題は、臨床試験の向上と発展に寄与するものとする。

(投稿者)

第 3 条 原則として、演題の応募者と発表者は同一人とする。（以下、「投稿者」という）
2 演題要旨等に記載する共同研究者は、10 名以内、所属機関は最大 10 施設までとする。

(投稿方法等)

第 4 条 会議代表は、本会議ホームページ等を通じ、本規程につき広報を行う。
2 一般演題の投稿者は、本規程に同意する場合のみ、「一般演題投稿ガイドライン」に基づき一般演題の投稿を行うことができる。
3 投稿者は、定められた期日以内に、所定の様式・方法により会議代表まで投稿する。
なお、いかなる理由があろうとも、期日を過ぎてからの投稿はできない。

(倫理的配慮)

第 5 条 投稿者は、演題について倫理審査が必要な場合、その承認を受けなければならない。
投稿者は、倫理審査の結果を投稿時に申告する。

(臨床研究等研究責任者・治験依頼者等からの合意の取得)

第 6 条 臨床研究・治験の内容に触れる場合、投稿者本人あるいは共同研究者は、演題投稿までに、当該臨床研究・治験の実施計画書等の規定に従い、研究責任者・治験依頼者等からの合意を得なければならない。投稿者は、合意の結果を投稿時に申告する。

(引 用)

第 7 条 投稿者は、演題の内容に他人の研究成果や著作等の記述を使用する場合、原著者名及び発表年を明記し、その部分が引用であることを明らかにする。また、企業の商品等を特定する名称は使用しないものとする。

(利益相反)

第 8 条 投稿者は、投稿する演題に関連する、企業や営利を目的とした組織又は団体との経済的な関係について確認の上、過去 1 年間の利益相反 (Conflict of interest, COI) 状態の有無を投稿時に申告し、更に発表時に開示すること。

2 開示対象及び開示すべき者の範囲並びに方法は次のとおりとする。

1) 開示対象と基準：

年間の合計収入が、同一組織から 50 万円を超える場合等が該当

- (1) 知的財産権の取得による収入 (特許取得等)
- (2) 株式又は新株予約権の取得：配当、売却益の総和 (未公開株を含む)
- (3) 金銭収入等 (講演料、執筆料、実施料収入、兼業報酬、寄付金等を含む)
- (4) 経営関与による経済的利益
- (5) 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費 (委託受託研究、共同研究)
- (6) 役員、顧問就任等

2) 開示すべき者の範囲：

筆頭発表者、その配偶者及び生計を一にする一親等の者

3) 開示方法：

会議ホームページに提示する方法で実施する。

(発表方法)

第 9 条 発表方法は、会議代表が、運営委員会の意見を聞いて決定する。

2 投稿者は会議代表が指定した時間に、説明・討論を行う。

(採択審査・通知等)

第 10 条 会議代表は、一般演題の採否審査結果を投稿者に通知する。その際、必要に応じ、投稿者に対し演題要旨の修正・再提出等を求めることができる。

2 一般演題の採択審査にあたっては、第 2 条、第 5~7 条による他、以下の事項を考慮する。

- 1) 調査・研究の目的が明らかであるか。
- 2) 演題名と内容が一致しているか。
- 3) 倫理的、社会的に適切であるか。
- 4) 科学的に妥当な内容か。

3 採否審査結果の通知後、演題要旨の変更はできないものとする。

4 採用演題の発表日時・発表会場等は会議代表が指定する。

(禁止事項等)

第 11 条 以下の項目に該当するものの投稿は禁止する。

- 1) 他者を誹謗・中傷する内容、あるいは著しく企業 PR や営利性の色彩が強いと認められるもの

2) 結果が未記載、あるいは会場にて結果の収集を行い議論するもの

3) 論理の展開のみなもの、抽象的な表現のみなもの

2 投稿者は、発表当日、演題要旨と異なる内容の発表を行ってはならない。

(発表の中止・撤去等)

第 12 条 会議代表から指名された者は、発表当日、ポスター発表の会場を適宜巡回し、発表内容を確認する。演題要旨と異なる発表又は不適切と判断する発表については、改善指導又は発表の中止・撤回等を求めることができる。

(規程の変更等)

第 13 条 本規程及び一般演題投稿ガイドラインは、運営委員会で協議の上、会議代表がこれを定める。

附 則

1. 本規程に定めのない事項については、運営委員会で協議の上、運用上の手順として会議代表が決定する。

2. 本規程は、2020 年 3 月 30 日から施行する。